

平成 19 年 2 月 1 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成18年12月28日付にて訴訟の提起を受けました（訴状送達は平成19年2月1日）ので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

当社は、平成18年3月31日、トライアンフ・センチュリー・インベストメント・リミテッド（以下「TRIUMPH」といいます）との間で、当社が保有していた株式会社メディカルネットバンク（以下「MNB」といいます）の株式（以下「本件株式」といいます）をTRIUMPHに譲渡することを内容とする株式譲渡契約（以下「本件譲渡契約」といいます）を締結しました。

ところが、TRIUMPH及び同社を実質的に支配する株式会社ジャパン・ヘルスケア・システム（以下「JHS」といいます）は、本件譲渡契約の締結に際し、当社による十分な情報開示がなされていないなどとして、当社他2名（以下「株式会社ビジネスバンクコンサルティングら」といいます）を被告として、本件譲渡契約の取消し又は無効及び当社の説明義務違反等を主張して、本件株式の譲渡代金及び本件譲渡契約の締結に起因する損害について、損害賠償請求の訴訟を提起してきました。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 株式会社ジャパン・ヘルスケア・システム
代表者 代表取締役 近江 久則
所在地 東京都千代田区麹町三丁目12番4号 麹町KYビル7階
- (2) 名 称 トライアンフ・センチュリー・インベストメント・リミテッド
代表者 ビリオントレード・インターナショナル・リミテッド
所在地 Room 501A OCEAN CENTER, 5 CANTON ROAD, TSIMSHATSUI, KOWLOON, HONGKONG

3. 訴訟の内容

損害賠償請求

(1) 主位的請求

株式会社ビジネスバンクコンサルティングは、TRIUMPHに対し、2億7093万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）

株式会社ビジネスバンクコンサルティングらは、TRIUMPHに対し、連帯して6996万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）

株式会社ビジネスバンクコンサルティングらは、JHSに対し、連帯して1億9042万1285円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（その他の損害）

訴訟費用は株式会社ビジネスバンクコンサルティングらの負担とする

(2) 予備的請求

株式会社ビジネスバンクコンサルティングらは、T R I U M P H に対し、連帯して4億2086万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）

株式会社ビジネスバンクコンサルティングらは、J H S に対し、連帯して、1億9042万1825円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（その他の損害）

訴訟費用は株式会社ビジネスバンクコンサルティングらの負担とする

なお、予備的請求とは、主位的請求が裁判所に認められない場合を想定して予備的に主張するものですので、主位的請求及び予備的請求の両方が認められることはありません。

4 . 今後の見通し

当社は、適切に本件譲渡契約を締結しておりますので上記の損害賠償義務が当社にはないことを主張し、争う方針であります。

また、本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以上